

平成 3 1 年 4 月 2 5 日

平成 3 1 年度第 1 回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

平成31年度第1回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 松本市社会教育委員の委嘱について
- 第2号 学都松本子ども読書活動推進委員会設置について

[報告]

- 第1号 平成31年度の学級編制等について
- 第2号 「いじめ・体罰等の実態調査」【2・3月分】の結果について
- 第3号 姉妹都市スイス・グリンデルワルト村中学生ホームステイ受入事業について
- 第4号 台湾高雄市龍華国民中学校と松本市立旭町中学校の交流事業について
- 第5号 図書館資料特別整理期間の設定について
- 第6号 松本市文化財保護事業補助金交付要綱の一部改正について
- 第7号 史跡松本城整備研究会委員等の委嘱について
- 第8号 平成30年度企画展の開催結果について
- 第9号 平成30年度の収蔵作品について
- 第10号 平成30年度子どもの権利相談室「こころの鈴」の実績について

[周知]

- 1 第20回松本手まり時計まつりの開催について
- 2 平成31年度美術館年間スケジュールについて
- 3 ユニマットコレクション フランス近代絵画と珠玉のラリック展
—やすらぎの美を求めて— の開催について
- 4 平成31年度「博物館パスポート」の配布について

[その他]

松本市社会教育委員の委嘱について

1 趣旨

学校教育関係者として委嘱していた社会教育委員の辞職に伴い、補欠委員の委嘱を行うことについて協議するものです。

2 退任者

保坂 美代子 松本美須々ヶ丘高等学校 校長

3 委嘱予定者

北村 桂一 松本蟻ヶ崎高等学校 校長

4 任期

松本市社会教育委員条例第4条に基づき、補欠委員については、委嘱の日から残任期間の令和元年（2019年）9月30日までとします。

※5月17日開催の第2回社会教育委員会議にて委嘱予定

5 根拠法令等（抜粋）

(1) 社会教育法

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(2) 松本市社会教育委員条例

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学校教育関係者

(2) 社会教育関係者

(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(4) 学識経験者

(5) 公募による市民

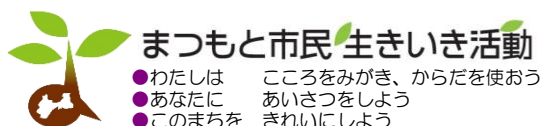
(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

担当 教育政策課

課長 小林 伸一

電話 33-3980



松本市社会教育委員名簿（案）

（任期 平成29年10月1日～令和元年（2019年）9月30日）

区分			氏名	性別	選出団体等 及び役職
学校教育 関係者		1	オオタ タケシ 太田 武志	男	松本市校長会 （市立筑摩小学校 校長）
	委嘱 予定者	2	キタムラ ケイイチ 北村 桂一	男	中信地区高等学校校長会 （松本蟻ヶ崎高等学校 校長）
社会教育 関係者		3	シラキ ヨシオ 白木 好雄	男	前町内公民館長会会長
		4	ニシグチ エリコ 西口 恵利子	女	庄内地区公民館 図書・視聴覚委員
		5	フルイチ ショウタロウ 古市 昭太郎	男	前北部公民館長
		6	ハラ カツミ 原 勝美	男	今井地区文化財調査委員長
		7	ワタナベ ハルミ 渡辺 はる美	女	松本市青少年補導委員協議会
		8	シマダ キミコ 島田 貴美子	女	松本市女性団体連絡協議会
家庭教育 関係者		9	コイワイ サトミ 小岩井 里美	男	松本市子ども会育成連合会
		10	ヨシザワ ユキコ 吉澤 由紀子	女	松本市PTA連合会
学識 経験者		11	ナカジマ セツコ 中島 節子	女	松本大学
公募委員		12	サカイダ キンイチ 坂井田 金一	男	公募
		13	スミス マユミ スミス 真弓	女	公募
		14	コバヤシ ジュンコ 小林 順子	女	公募
		15	フジモリ ヤスハル 藤森 保治	男	公募

議案第 2 号

学都松本子ども読書活動推進委員会設置について

1 趣旨

子どもの読書活動を推進するため、第2次学都松本子ども読書活動推進計画に基づき「学都松本子ども読書活動推進委員会」を設置するものです。

2 設置目的

学都松本子ども読書活動推進計画の検証・評価を行うとともに、子どもの読書活動に関する各種情報を共有し、相互連携を強め、横断的な取組みを行うため。

3 要綱（案）

別紙のとおり

4 施行期日

令和元年5月1日

担当 中央図書館

課長 瀧澤 裕子

電話 32 - 0099

松本市告示 号

学都松本子ども読書活動推進委員会設置要綱を次のように定める。

平成 年 月 日

学都松本子ども読書活動推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学都松本子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の効果的な実施及び継続的な推進を行うため、学都松本子ども読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の評価、検証に関すること。
- (2) 子どもの読書活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織等)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育関係者
- (2) 子ども読書活動を推進する者
- (3) 有識者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(作業部会)

第7条 委員会は、子どもの読書活動を推進するため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会中央図書館において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、令和元年5月1日から施行する。

報告第 1 号

平成31年度の学級編制等について

1 趣旨

市立小中学校の今年度の学級編制の内容等について報告するものです。

2 学級編制について

市立学校の設置数は、小学校28校で分校2校(あさひ分校、美ヶ原分校)及び分室1室(松原分室)、中学校19校で分校3校(桐分校、あさひ分校、松原分校)となっています。

学級編制状況の詳細は別紙1のとおりです。

(1) 児童生徒数及び学級数(別紙1参照)

区 分		平成30年度	平成31年度	増 減
小学校	児童数(人)	12,500	12,345	△155
	学級数(クラス)	519	521	2
中学校	生徒数(人)	5,857	5,833	△24
	学級数(クラス)	239	243	4

(2) 県基準と国基準との比較

ア 国基準

「公立義務諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」第3条第2項により、小・中学校ともに1学級40人、小学1年生のみ35人と定められています。

イ 県基準

県は独自に、国を上回る基準を定めており、平成18年度から小学6年生までを35人、平成25年度から中学3年生まで拡大し、全ての学年を1学級35人としました。

ウ 比較

国基準で学級編成をした場合と比べると、小学校では38学級、中学校では27学級多い状態となっています。内訳は次のとおりです。

(単位：クラス数)

学 年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
小学校		5	8	8	8	9	38
中学校	10	7	10				27

担当 学校指導課

課長 高野 毅

電話 33-4397



まつもと市民生きいき活動

●わたしは ころをみがき、からだを使おう
●あなたに あいさつをしよう
●このまちを きれいにしよう

別 紙 1

平成31年度 学 級 編 成

		学校名	3 0 . 4 . 5 現在		3 1 . 4 . 4 現在		増 減		1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年		通常学級 計		知的障害		情緒障害		病 虚 弱		難 聴 他		特別支援計	
			学	児	学	児	学	児	学	児	学	児	学	児	学	児	学	児	学	児	学	児	学	児	学	児	学	児	学	児	学	児
			級	童	級	童	級	童	級	童	級	童	級	童	級	童	級	童	級	童	級	童	級	童	級	童	級	童	級	童	級	童
			数	生徒数	数	生徒数	数	生徒数	数	生徒数	数	生徒数	数	生徒数	数	生徒数	数	生徒数	数	生徒数	数	生徒数	数	生徒数	数	生徒数	数	生徒数	数	生徒数	数	生徒数
小 学 校		総 計	519	12,500	521	12,345	2	-155	67	1,872	67	1,947	70	1,872	69	1,979	73	2,041	71	2,025	417	11,736	40	226	62	379	1	3	1	1	104	609
	1	開 智	24	624	23	620	-1	-4	3	99	3	97	3	91	4	107	3	99	4	106	20	599	1	8	2	13	0	0	0	0	3	21
	2	源 池	16	280	16	277	0	-3	2	44	2	38	2	36	2	42	2	45	2	53	12	258	1	7	2	11	0	0	1	1	4	19
	3	筑 摩	16	387	16	375	0	-12	2	49	2	57	2	58	2	65	3	75	2	58	13	362	1	3	2	10	0	0	0	0	3	13
	4	旭 町	18	394	18	390	0	-4	2	49	2	60	2	52	2	67	2	65	2	61	12	354	2	11	3	22	1	3	0	0	6	36
	5	田 川	14	293	17	308	3	15	2	44	2	52	2	39	2	44	2	48	2	55	12	282	2	9	3	17	0	0	0	0	5	26
	6	鎌 田	34	927	34	899	0	-28	4	129	5	150	5	142	5	163	4	133	5	144	28	861	2	11	4	27	0	0	0	0	6	38
	7	清 水	21	572	22	576	1	4	3	100	3	99	3	84	3	84	3	104	3	85	18	556	2	10	2	10	0	0	0	0	4	20
	8	島 内	25	700	26	739	1	39	4	131	5	151	4	117	4	114	3	106	3	102	23	721	1	6	2	12	0	0	0	0	3	18
	9	中 山	8	112	8	107	0	-5	1	12	1	19	1	16	1	18	1	16	1	21	6	102	1	2	1	3	0	0	0	0	2	5
	10	中 立	15	341	16	340	1	-1	2	53	2	53	2	56	2	48	2	50	2	59	12	319	1	3	3	18	0	0	0	0	4	21
	11	芝 沢	19	468	18	455	-1	-13	2	67	2	63	3	77	2	65	3	91	3	75	15	438	1	5	2	12	0	0	0	0	3	17
	12	菅 野	25	641	24	629	-1	-12	3	94	3	93	3	103	3	93	4	121	3	93	19	597	2	13	3	19	0	0	0	0	5	32
	13	芳 川	28	737	30	741	2	4	4	108	4	126	4	125	4	113	4	118	4	114	24	704	3	17	3	20	0	0	0	0	6	37
	14	寿	29	779	29	757	0	-22	4	106	4	117	4	124	4	115	4	127	4	139	24	728	2	10	3	19	0	0	0	0	5	29
	15	岡 田	16	380	15	364	-1	-16	2	57	2	62	2	39	2	64	2	53	2	71	12	346	1	7	2	11	0	0	0	0	3	18
		あさひ分校	2	10	2	9	0	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	9	0	0	0	0	2	9
	16	山 辺	24	595	24	600	0	5	3	97	3	82	3	92	3	92	3	95	4	111	19	569	1	4	4	27	0	0	0	0	5	31
	17	今 井	8	153	8	148	0	-5	1	24	1	14	1	29	1	27	1	23	1	23	6	140	1	4	1	4	0	0	0	0	2	8
	18	開 明	28	701	27	655	-1	-46	3	87	4	107	3	85	4	110	4	118	4	114	22	621	3	18	2	16	0	0	0	0	5	34
	19	明 善	17	435	19	442	2	7	2	60	2	66	3	74	2	63	3	77	3	78	15	418	2	12	2	12	0	0	0	0	4	24
	20	本 郷	15	316	15	309	0	-7	2	57	2	57	2	39	2	53	2	40	2	45	12	291	1	5	2	13	0	0	0	0	3	18
	21	二 柳	14	281	15	271	1	-10	2	40	2	42	2	42	2	38	2	51	2	41	12	254	1	5	2	12	0	0	0	0	3	17
	22	並 柳	16	374	16	384	0	10	2	68	2	49	2	61	2	58	3	72	2	60	13	368	1	6	2	10	0	0	0	0	3	16
	23	四 賀	8	127	8	126	0	-1	1	20	1	24	1	19	1	19	1	17	1	21	6	120	1	2	1	4	0	0	0	0	2	6
	24	安 曇	5	25	3	21	-2	-4	1	2		4	1	5		2	1	4		4	3	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	25	大野川	4	19	3	20	-1	-1	1	6		1	1	2		6	1	3		2	3	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	26	奈 川	4	18	3	20	-1	2	1	6		1	1	3		3	1	4		3	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	27	梓 川	33	919	33	889	0	-30	4	135	4	132	4	126	5	154	5	152	5	146	27	845	2	16	4	28	0	0	0	0	6	44
	28	波 田	33	889	32	871	-1	-18	4	128	4	131	4	136	5	152	4	134	4	138	25	819	4	32	3	20	0	0	0	0	7	52
		松原分室	0	3	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小 計	33	892	33	874	0	-18	4	128	4	131	4	136	5	152	4	134	5	141	26	822	4	32	3	20	0	0	0	0	7	52
中 学 校		総 計	239	5,857	243	5,833	4	-24	65	1,849	63	1,880	66	1,863							194	5,592	22	95	25	143	1	2	1	1	49	241
	1	清 水	16	370	15	351	-1	-19	4	114	4	115	4	110							12	339	1	4	1	7	0	0	1	1	3	12
	2	鎌 田	17	453	18	477	1	24	5	154	5	150	5	156							15	460	1	3	2	14	0	0	0	0	3	17
	3	丸ノ内	11	258	10	222	-1	-36	2	52	3	86	2	70							7	208	2	9	1	5	0	0	0	0	3	14
	4	旭 町	14	334	13	319	-1	-15	3	100	3	104	3	99							9	303	1	5	2	9	1	2	0	0	4	16
		桐 分校	1	1	1	4	0	3	0	0	0	0	1	4							1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5	松 島	14	371	14	357	0	-14	4	106	4	130	4	115							12	351	1	2	1	4	0	0	0	0	2	6
	6	高 綱	13	340	14	359	1	19	4	108	4	126	4	117							12	351	1	4	1	4	0	0	0	0	2	8
	7	菅 野	16	454	18	458	2	4	5	155	5	156	4	126							14	437	2	10	2	11	0	0	0	0	4	21
	8	筑摩野	25	728	25	722	0	-6	7	220	7	236	7	240							21	696	2	12	2	14	0	0	0	0	4	26
	9	山 辺	11	290	11	310	0	20	3	101	3	91	3	106							9	298	1	4	1	8	0	0	0	0	2	12
	10	開 成	15	358	16	358	1	0	4	110	4	115	4	114							12	339	2	9	2	10	0	0	0	0	4	19
	11	女鳥羽	13	320	14	327	1	7	4	114	3	89	4	107																		

小学校35人学級編制した場合の学級数の国基準と県基準の比較

(31.4.18現在)

	1 年		2 年			3 年			4 年			5 年			6 年			影響数 6学年計 (31年度)
	児童数	35人 学級 編制	児童数	35人 学級 編制	標準 40人 編制	児童数	35人 学級 編制	標準 40人 編制	児童数	35人 学級 編制	標準 40人 編制	児童数	35人 学級 編制	標準 40人 編制	児童数	35人 学級 編制	標準 40人 編制	
松本市合計	1,872	67	1,947	67	62	1,872	70	62	1,979	69	61	2,041	74	66	2,025	71	62	38
増加学級数				5			8			8			8			9		
旧松本市計	1,575	55	1,654	58	53	1,581	58	50	1,643	58	52	1,727	61	54	1,708	61	53	34
増加学級数				5			8			6			7			8		
開智	99	3	97	3	3	91	3	3	107	4	3	99	3	3	106	4	3	2
源池	44	2	38	2	1	36	2	1	42	2	2	45	2	2	53	2	2	2
筑摩	49	2	57	2	2	58	2	2	65	2	2	75	3	2	58	2	2	1
旭町	49	2	60	2	2	52	2	2	67	2	2	65	2	2	61	2	2	0
田川	44	2	52	2	2	39	2	1	44	2	2	48	2	2	55	2	2	1
鎌田	129	4	150	5	4	142	5	4	163	5	5	133	4	4	144	5	4	3
清水	100	3	99	3	3	84	3	3	84	3	3	104	3	3	85	3	3	0
島内	131	4	151	5	4	117	4	3	114	4	3	106	4	3	102	3	3	4
中山	12	1	19	1	1	16	1	1	18	1	1	16	1	1	21	1	1	0
島立	53	2	53	2	2	56	2	2	48	2	2	50	2	2	59	2	2	0
芝沢	67	2	63	2	2	77	3	2	65	2	2	91	3	3	75	3	2	2
菅野	94	3	93	3	3	103	3	3	93	3	3	121	4	4	93	3	3	0
芳川	108	4	126	4	4	125	4	4	113	4	3	118	4	3	114	4	3	3
寿	106	4	117	4	3	124	4	4	115	4	3	127	4	4	139	4	4	2
岡田	57	2	62	2	2	39	2	1	64	2	2	53	2	2	71	3	2	2
山辺	97	3	82	3	3	92	3	3	92	3	3	95	3	3	111	4	3	1
今井	24	1	14	1	1	29	1	1	27	1	1	23	1	1	23	1	1	0
開明	87	3	107	4	3	85	3	3	110	4	3	118	4	3	114	4	3	4
明善	60	2	66	2	2	74	3	2	63	2	2	77	3	2	78	3	2	3
本郷	57	2	57	2	2	39	2	1	53	2	2	40	2	1	45	2	2	2
二子	40	2	42	2	2	42	2	2	38	2	1	51	2	2	41	2	2	1
並柳	68	2	49	2	2	61	2	2	58	2	2	72	3	2	60	2	2	1
旧4村計	169	8	162	5	5	155	8	8	184	6	5	180	9	8	176	6	5	3
増加学級数				0			0			1			1			1		
四賀	20	1	24	1	1	19	1	1	19	1	1	17	1	1	21	1	1	0
安曇	2	1	4			5	1	1	2			4	1	1	4			0
大野川	6	1	1			2	1	1	6			3	1	1	2			0
小計	8	2	5	0	0	7	2	2	8	0	0	7	2	2	6	0	0	0
奈川	6	1	1			3	1	1	3			4	1	1	3			0
梓川	135	4	132	4	4	126	4	4	154	5	4	152	5	4	146	5	4	3
波田計	128	4	131	4	4	136	4	4	152	5	4	134	4	4	141	4	4	1
増加学級数				0			0			1			0			0		
波田	128	4	131	4	4	136	4	4	152	5	4	134	4	4	138	4	4	1
松原															3			

過大学級

複式学級

過小学級

中学校35人学級編制した場合の学級数の国基準と県基準の比較

(31.4.18現在)

		1 年				2 年				3 年				影響数 3学年計 (31年度)
		生徒数	3 5 人 学級 編制	標準 4 0 人 編制	影響 数	生徒数	3 5 人 学級 編制	標準 4 0 人 編制	影響 数	生徒数	3 5 人 学級 編制	標準 4 0 人 編制	影響 数	
松本市合計		1, 849	65	55	10	1, 880	63	56	7	1, 863	66	56	10	27
増加学級数			10				7				10			
旧松本市計		1,502	51	42	9	1,568	51	45	6	1,541	51	43	8	23
増加学級数			9				6				8			
清 水		114	4	3	1	115	4	3	1	110	4	3	1	3
鎌 田		154	5	4	1	150	5	4	1	156	5	4	1	3
丸ノ内		52	2	2	0	86	3	3	0	70	2	2	0	0
旭 町		100	3	3	0	104	3	3	0	99	3	3	0	0
桐		0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	1	0	0
松 島		106	4	3	1	130	4	4	0	115	4	3	1	2
高 綱		108	4	3	1	126	4	4	0	117	4	3	1	2
菅 野		155	5	4	1	156	5	4	1	126	4	4	0	2
筑摩野		220	7	6	1	236	7	6	1	240	7	6	1	3
山 辺		101	3	3	0	91	3	3	0	106	3	3	0	0
開 成		110	4	3	1	115	4	3	1	114	4	3	1	3
女鳥羽		114	4	3	1	89	3	3	0	107	4	3	1	2
明 善		60	2	2	0	71	3	2	1	76	3	2	1	2
信 明		108	4	3	1	99	3	3	0	101	3	3	0	1
旧 4 村 計		194	9	9		175	7	6		177	9	8		2
増加学級数			0				1				1			
会 田		24	1	1	0	22	1	1	0	19	1	1	0	0
安 曇		4	1	1	0	5	1	1	0	6	1	1	0	0
大野川		2	1	1	0	3			0	1	1	1	0	0
小 計		6	2	2		8	1	1	0	7	2	2	0	0
奈 川		1	1	1	0	1			0	8	1	1	0	0
梓 川		163	5	5	0	144	5	4	1	143	5	4	1	2
波田計		153	5	4		137	5	5		145	6	5		2
増加学級数			1				0				1			
波 田		153	5	4	1	135	4	4	0	142	5	4	1	2
松 原		0	0	0	0	2	1	1	0	3	1	1	0	0

過大学級

複式学級

過小学級

教育委員会資料
31. 4. 25
学 校 指 導 課

報告第 2 号

「いじめ・体罰等の実態調査」【2・3月分】の結果について

1 趣旨

2カ月に一度、市内全小中学校で実施している、「いじめ・体罰等の実態調査」について、2・3月分の集計結果を報告するものです。

2 調査方法

児童生徒一人ひとりへのアンケートや聞き取りによる方法

3 調査結果の概要

(1) いじめ・体罰等を認知した学校・認知件数

※小計の下段（ ）内は、平成29年度同時期調査数

区分	①学校総数 (単位:校)	②認知した 学校数 (単位:校)	③認知してい ない学校数 (単位:校)	④認知件数 (単位:件)	⑤1校当たり (単位:件)
小学校	29	17 (14)	12 (15)	109 (93)	3.8 (3.2)
中学校	21	11 (10)	10 (11)	66 (16)	3.1 (0.8)
計	50	28 (24)	22 (26)	175 (109)	3.5 (2.2)

(2) いじめ・体罰等の事案区分

区分	いじめ	体罰等	計
小学校	109	0	109
中学校	66	0	66
計	175	0	175

(3) いじめ・体罰等の発生区分

区分	新規	再発	計
小学校	76	33	109
中学校	64	2	66
計	140	35	175

(4) いじめの現在の状況（平成30年4月以降累計）

区分	解消している (日常的に観察継続中)	解消に向けて 取組中	その他（転居等）	計
小学校	686	318	1	1,005
中学校	214	213	1	428
計	900	531	2	1,433

(5) いじめの認知件数の学年別、男女別内訳

※小計の下段（ ）内は、平成29年度同時期調査数

区 分		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
小学校	男子	1	12	14	12	8	10	57
	女子	2	7	17	11	6	9	52
	小計	3 (21)	19 (24)	31 (7)	23 (5)	14 (28)	19 (8)	109 (93)

区 分		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
中学校	男子	19	8	3				30
	女子	19	14	3				36
	小計	38 (13)	22 (3)	6 (0)				66 (16)

(6) いじめの態様 ※1 件中に、複数の内容を含んでいる場合があります。

区 分	小学校	中学校	計
① 冷やかしからかい、悪口や嫌なことを言われる。	6 4	5 4	1 1 8
② 仲間はずれ、集団による無視をされる。	1 5	9	2 4
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	1 8	1 2	3 0
④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	8	0	8
⑤ 金品をたかられる。	0	0	0
⑥ 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	6	3	9
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	3	2	5
⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	3	2	5
⑨ その他	1 3	0	1 3
計	1 3 0	8 2	2 1 2

4 傾向

- (1) いじめを認知した学校数は、昨年度同時期調査と比較して、小学校は3校増加、中学校は1校増加しました。
- (2) いじめの認知件数では、昨年度調査と比較して、小学校で16件増加し、中学校で50件増加となりました。
- (3) 体罰に関する事案報告はありませんでした。
- (4) いじめの現在の状況「その他」の2件は、家庭の事情により転居したものでした。
- (5) 本年度4月以降に発生したいじめに関する事案1,433件に対して、900件が解消され、解消率はおよそ63%でした。
- (6) 学年別の小学校における件数では、1年生が最も少ない状況で、中学校では、昨年度調査と比較していじめの認知が増加し、特に1・2年生で多い状況でした。
- (7) いじめの内容では、「冷やかしからかい、悪口や嫌なことを言われる」が最も多く、全体に占める割合は、5割を超えています。「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」項目で報告があった小学校における3件の事案は、いずれも「SNSを介して、友だちの悪口が勝手に送られてきた」「動画サイトに友だちのことが誹謗中傷されていた」という報告でした。
- (8) 小学校で発生した「その他」の主なきっかけは、遊び半分やからかいによるものから被害を受けた子どもが不快感に至るケースが多くありました。

5 今後の対応

平成30年4月からのいじめの認知総件数は、小学校は1,000件、中学校では400件を超え、総件数では、平成29年度いじめの認知総件数1,149件（文部科学省調査）を300件近く上回っています。これは、いじめを初期段階のものを含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組みのスタートラインに立つことができている表れであると考えます。次年度もいじめアンケートの工夫を進めながら、早い段階で察知し、チームとして対応する流れや姿勢づくりを行っていくよう、引き続きはたらきかけていきます。

担当	学校指導課
課長	高野 毅
電話	3 3 - 4 3 9 7



まつもと市民生きいき活動

●わたしは こころをみがき、からだを使おう
●あなたに あいさつをしよう
●このまちを きれいにしよう

姉妹都市グリンデルワルト村中学生ホームステイ受入事業について

1 概要

姉妹都市スイス・グリンデルワルト村から、中学生一行が来松し、ホームステイや学校訪問などの交流事業を行います。その概要について報告するものです。

2 来松期間

令和元年（2019年）5月8日（水）～12日（日）

3 訪問者

グラーベン校の中学生25名、引率教員等5名、計30名

4 交流内容

(1) ホームステイ

8、9日は旧市、10、11日は安曇地区でホームステイをします。

(2) 学校交流

市内3校を訪問し、郷土の紹介や授業に参加するなど交流を深めるとともに、日本文化(和太鼓、七夕人形づくり等)を体験します。

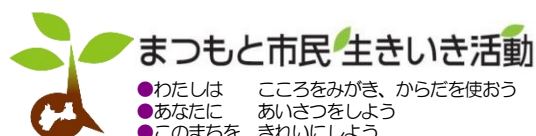
5 全体スケジュール

5月8日（水）	（午前中）京都観光→名古屋→松本駅着（16:03）、ホストファミリーとの顔合わせの会
9日（木）	市長表敬（9:00～、議員協議会室）、学校訪問（清水中学校）、松本城等見学
10日（金）	学校訪問（安曇中学校、大野川中学校）、乗鞍で交流会
11日（土）	上高地散策
12日（日）	乗鞍発→箱根へ

6 グリンデルワルト村との主な青少年の交流経過（合併後）

訪問	平成18年9月	中学生（安曇地区のみ）訪問団12名が訪問
	平成21年8月	中学生（全市）20名が訪問
	平成24年9月	中学生（全市）20名が訪問
	平成27年9月	中学生（全市、白骨地区訪問団を含む）25名が訪問
	平成30年9月	中学生（全市）20名が訪問
来松	平成19年5月	中学生6名を含む一行10名が来松、ホームステイを行った。
	平成28年5月	中学生21名を含む一行27名が来松、ホームステイを行った。

（昭和47年4月 旧安曇村と姉妹提携（本年47周年））



担当

広報国際交流課 課長 赤羽 志穂（内線1140）
学校指導課 課長 高野 毅（内線3130）

報告第 4 号

台湾高雄市立龍華国民中学校と松本市立旭町中学校の交流事業について

1 趣旨

台湾高雄市との間で交わされた「健康・福祉・教育分野の交流に関する覚書」に基づき、次代を担う中学生の国際感覚の醸成を目的として、交流事業を実施しています。

事業の一環として高雄市立龍華国民中学校と松本市立旭町中学校との交流事業を開催することについて報告をするものです。

2 事業内容

(1) 期日

令和元年（2019年）5月24日（金）

(2) 訪問者

高雄市立龍華国民中学校 生徒30人、職員3人 計33人（予定）

(3) 訪問場所

松本市立旭町中学校

(4) 行事内容

ア 歓迎会

イ 昼食交流

ウ スポーツ交流

3 台湾高雄市との今後の交流事業（予定）

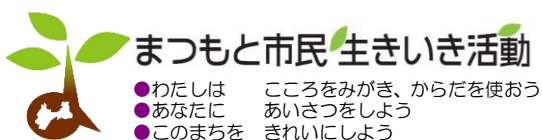
(1) 令和元年（2019年）9月 OMF 音楽教育旅行の受入れ

(2) 令和2年（2020年）1月 松本市教育訪問団が高雄市訪問

担当 学校指導課

課長 高野 毅

電話 33-4397



「学都松本へ」

報告第 5 号

図書館資料特別整理期間の設定について

1 趣旨

毎年度、全図書館において実施している資料特別整理（蔵書点検）について、松本市図書館条例第4条の規定に基づき、休館日を設定することについて報告するものです。

2 令和元年度（2019年）特別整理期間

裏面のとおり

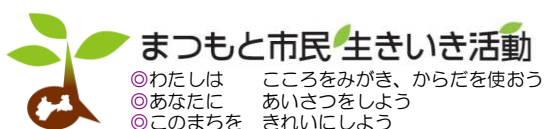
3 周知方法について

- (1) 「広報まつもと」5月号に掲載
- (2) 松本市図書館ホームページに掲載
- (3) 松本市図書館フェイスブックに掲載
- (4) 各図書館にチラシ及びカレンダーを設置

4 その他

実施にあたっては、利用者への影響を最小限にとどめるよう図書館全体の連携を図りながら対応することとし、事前の周知についても上記により行うこととします。

担当	中央図書館
館長	瀧澤 裕子
電話	32-0099



令和元年度（２０１９年）特別整理期間

図 書 館 名	特 別 整 理 期 間	日 数
島内図書館 空港図書館	５月１３日（月）～ ５月１６日（木）	４日間
鎌田図書館 寿台図書館 本郷図書館	５月２０日（月）～ ５月２２日（水）	３日間
あがたの森図書館	５月２７日（月）～ ５月２９日（水）	３日間
波田図書館	５月２７日（月）～ ６月 １日（土）	６日間
梓川図書館	６月 ３日（月）～ ６月 ６日（木）	４日間
南部図書館	６月 ４日（火）～ ６月 ８日（土）	５日間
中山図書館	６月１０日（月）～ ６月１４日（金）	５日間
中央図書館	６月１７日（月）～ ６月２８日（金）	１２日間

※ 上記の期間は、松本市図書館条例第４条に規定する休館日（南部図書館は火曜日、南部を除く各館は月曜日）を含め、各図書館を休館するものです。

教育委員会資料
31. 4. 25
文化財課

松本市文化財保護事業補助金交付要綱の一部改正について

1 趣旨

まつもと文化遺産認定制度の新設に伴い、松本市文化財保護事業補助金交付要綱の一部を改正しましたので、その内容について報告するものです。

2 まつもと文化遺産認定制度の概要

「まつもと文化遺産」とは、歴史的・地域的関連性に基づき一定のまとまりを持つものとして設定した関連文化財群のうち、保存活用に係る具体的な事業計画を有するものとして教育委員会が認定するもの

3 改正の目的

認定された「まつもと文化遺産」の保存活用事業に財政的な支援をするため

4 改正の内容

(1) 第2条表5の補助事業

補助対象に「まつもと文化遺産」を追加

(2) 同表の補助額

明記されていなかった活動補助の委託経費の補助率（10分の5以内）を追加

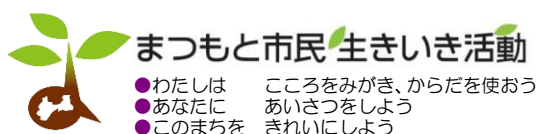
5 施行期日

平成31年4月1日

6 添付資料

新旧対照表 別添のとおり

担当	文化財課
課長	大竹 永明
電話	34-3292



「学都松本」

松本市文化財保護事業補助金交付要綱(昭和57年告示第130号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○松本市文化財保護事業補助金交付要綱 昭和57年7月28日 告示第130号 改正 昭和63年10月1日告示第203号 平成8年6月18日告示第211号 平成15年3月31日告示第131号 平成16年7月1日告示第241号 平成25年3月29日告示第150号 平成26年3月31日告示第86号 （目的） 第1条 この要綱は、文化財の所有者(権限に基づく占有者を含む。)、保持者及び保存団体(指定文化財等を保存することを主たる目的とする団体で、代表者の定めのあるものをいう。)等が行う文化財保護のための事業等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則(昭和37年規則第16号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。 （対象事業、補助対象経費及び補助額） 第2条 補助金の交付の対象となる事業、補助対象経費及び補助額は、次のとおりとする。	○松本市文化財保護事業補助金交付要綱 昭和57年7月28日 告示第130号 改正 昭和63年10月1日告示第203号 平成8年6月18日告示第211号 平成15年3月31日告示第131号 平成16年7月1日告示第241号 平成25年3月29日告示第150号 平成26年3月31日告示第86号 平成31年4月1日告示第30号 （目的） 第1条 この要綱は、文化財の所有者(権限に基づく占有者を含む。)、保持者及び保存団体(指定文化財等を保存することを主たる目的とする団体で、代表者の定めのあるものをいう。)等が行う文化財保護のための事業等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則(昭和37年規則第16号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。 （対象事業、補助対象経費及び補助額） 第2条 補助金の交付の対象となる事業、補助対象経費及び補助額は、次のとおりとする。

対象事業	補助対象経費	補助額
1 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定による国の補助金の交付を受けた事業	当該事業に要する経費から国及び県の交付する補助金を控除した額	補助対象経費の10分の6以内の額とし、その額が500万円を超えるときは500万円とする。
2 文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)の規定による県の補助金の交付を受けた事業	当該事業に要する経費から県の交付する補助金を控除した額	補助対象経費の10分の5以内の額とし、その額が500万円を超えるときは500万円とする。
3 松本市文化財保護条例(昭和51年条例第41号)の規定による指定文化財・選定保存技術の管理及び保護のために行う事業	(1) 修理事業 指定文化財の保存のために行う修理及び環境整備事業に要する経費のうち、市長が認めた経費	補助対象経費の10分の5以内の額とし、その額が500万円を超えるときは500万円とする。ただし、災害復旧に係る場合は、10分の6以内の額とし、その額が1,000万円を超えるときは1,000万円とする。
	(2) 管理事業 指定文化財の保護のために行う防災上の工事及び修理に要する経費のうち、市長が認めた経費	
	(3) 伝承事業	市長が別に定める額

対象事業	補助対象経費	補助額
1 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定による国の補助金の交付を受けた事業	当該事業に要する経費から国及び県の交付する補助金を控除した額	補助対象経費の10分の6以内の額とし、その額が500万円を超えるときは500万円とする。
2 文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)の規定による県の補助金の交付を受けた事業	当該事業に要する経費から県の交付する補助金を控除した額	補助対象経費の10分の5以内の額とし、その額が500万円を超えるときは500万円とする。
3 松本市文化財保護条例(昭和51年条例第41号)の規定による指定文化財・選定保存技術の管理及び保護のために行う事業	(1) 修理事業 指定文化財の保存のために行う修理及び環境整備事業に要する経費のうち、市長が認めた経費	補助対象経費の10分の5以内の額とし、その額が500万円を超えるときは500万円とする。ただし、災害復旧に係る場合は、10分の6以内の額とし、その額が1,000万円を超えるときは1,000万円とする。
	(2) 管理事業 指定文化財の保護のために行う防災上の工事及び修理に要する経費のうち、市長が認めた経費	
	(3) 伝承事業	市長が別に定める額

	指定文化財の伝承者の養成及び公開のために必要な事業に要する経費 (4) 保存事業 選定保存技術の伝承者の養成及び技術の練磨のために必要な事業に要する経費			指定文化財の伝承者の養成及び公開のために必要な事業に要する経費 (4) 保存事業 選定保存技術の伝承者の養成及び技術の練磨のために必要な事業に要する経費		
	(5) 松本城下町の舞台の保存のために行う修理事業に要する経費のうち、市長が認めた経費 (6) 戸田家廟園、水野家廟所、御殿山小笠原家廟所及び広沢寺小笠原家墓所の保存のために行う修理事業に要する経費のうち、市長が認めた経費	補助対象経費の10分の5以内の額とし、その額が700万円を超えるときは700万円とする。ただし、災害復旧に係る場合は、10分の6以内の額とし、その額が1,000万円を超えるときは1,000万円とする。		(5) 松本城下町の舞台の保存のために行う修理事業に要する経費のうち、市長が認めた経費 (6) 戸田家廟園、水野家廟所、御殿山小笠原家廟所及び広沢寺小笠原家墓所の保存のために行う修理事業に要する経費のうち、市長が認めた経費	補助対象経費の10分の5以内の額とし、その額が700万円を超えるときは700万円とする。ただし、災害復旧に係る場合は、10分の6以内の額とし、その額が1,000万円を超えるときは1,000万円とする。	
4 文化財に係りのある地区史又は旧村史等の発行の事業	当該事業に要する経費で調査費及び印刷費のうち、市長が認めた経費	補助対象経費の10分の3以内の額とし、その額が80万円を超えると		当該事業に要する経費で調査費及び印刷費のうち、市長が認めた経費	補助対象経費の10分の3以内の額とし、その額が80万円を超えると	

	費	きは、80万円とする。
5 国、県又は市が指定した文化財に対し、保護、保存及び教育普及を目的として活動する団体が行う事業で、地域づくりに資する事業として市長が認めたもの	当該事業に要する経費のうち、市長が認めた経費	補助対象経費の10分の8以内の額とし、その額が5万円を超えるときは5万円とする。ただし、史跡等の管理に係る原材料費、消耗品及び燃料費については、5万円の範囲内で実費相当額を加算することができる。

(交付申請)

第3条 規則第3条に規定する申請書は、松本市文化財保護事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業を実施しようとする箇所又は地域を示す写真及び見取図
- (2) 事業に係る設計書、設計図及び見積書並びに事業の内容及び実施の方法を詳細に記載した書類
- (3) 事業に係る収支予算書(様式第2号)
- (4) 申請者が法人その他の団体であるときは、事業に要する経費に関する会議録、定款又は規約等に定める手続を経たことを証する書類

	費	きは、80万円とする。
5 国、県若しくは市が指定した文化財又は市が認定したまつもと文化遺産に対し、保存、活用及び教育普及を目的として活動する団体が行う事業で、地域づくりに資する事業として市長が認めたもの	当該事業に要する経費のうち、市長が認めた経費	補助対象経費の10分(委託に係る経費は、10分の5以内)の額とし、その額が5万円を超えるときは5万円とする。ただし、史跡等の管理に係る原材料費、消耗品及び燃料費については、5万円の範囲内で実費相当額を加算することができる。

(交付申請)

第3条 規則第3条に規定する申請書は、松本市文化財保護事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業を実施しようとする箇所又は地域を示す写真及び見取図
- (2) 事業に係る設計書、設計図及び見積書並びに事業の内容及び実施の方法を詳細に記載した書類
- (3) 事業に係る収支予算書(様式第2号)
- (4) 申請者が法人その他の団体であるときは、事業に要する経費に関する会議録、定款又は規約等に定める手続を経たことを証する書類

(実績報告)

第4条 規則第12条に規定する実績報告書は、松本市文化財保護事業実績報告書(様式第3号)によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業の実施経過及び成果を示す写真
- (2) 事業に係る収支精算書(様式第4号)

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則(昭和63年10月1日告示第203号)

この告示は、告示の日から施行し、告示の日以前に発行の事業を実施中のものから適用する。

附 則(平成8年6月18日告示第211号)

この告示は、告示の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成15年3月31日告示第131号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年7月1日告示第241号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第150号)

この告示は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の補助

(実績報告)

第4条 規則第12条に規定する実績報告書は、松本市文化財保護事業実績報告書(様式第3号)によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業の実施経過及び成果を示す写真
- (2) 事業に係る収支精算書(様式第4号)

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則(昭和63年10月1日告示第203号)

この告示は、告示の日から施行し、告示の日以前に発行の事業を実施中のものから適用する。

附 則(平成8年6月18日告示第211号)

この告示は、告示の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成15年3月31日告示第131号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年7月1日告示第241号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第150号)

この告示は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の補助

金から適用する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日告示第 86 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度分の補助金から適用する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

(略)

様式第 2 号(第 3 条関係)

(略)

様式第 3 号(第 4 条関係)

(略)

様式第 4 号(第 4 条関係)

(略)

金から適用する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日告示第 86 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成 31 年 4 月 1 日告示第 30 号)

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度分の補助金から適用する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

(略)

様式第 2 号(第 3 条関係)

(略)

様式第 3 号(第 4 条関係)

(略)

様式第 4 号(第 4 条関係)

(略)

教育委員会資料
31. 4. 25
松本城管理事務所

報告第 7 号

史跡松本城整備研究会委員等の委嘱について

1 趣旨

史跡松本城整備研究会委員及び指導助言者の任期満了に伴う、史跡松本城整備研究会規程第3条及び第7条の規定に基づく委員等の委嘱について報告するものです。

2 委員定数

10名以内

3 指導助言者定数

若干名

4 経過

これまでの委員及び指導助言者は、各分野における高度な専門性及び地域の歴史等に対する深い見識を有しており適任であることから再任することとしました。

ただし、1名から辞意の申し出があったことから、新たに建築に詳しい委員を選任しました。

なお、指導助言者（文化庁、長野県教育委員会）は人事異動に伴う後任者となりました。

5 委嘱

史跡松本城整備研究会委員及び指導助言者名簿（案）（別紙1）のとおり

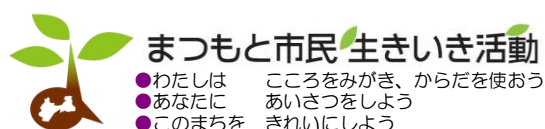
6 任期

平成31年（2019年）4月22日～令和3年（2021年）4月21日
（2年間）

7 根拠規定

史跡松本城整備研究会規程（別紙2）

担当	松本城管理事務所
課長	原文彦
電話	32-2902



史跡松本城整備研究会委員及び指導助言者名簿

1 委員

	氏 名	役 職	備 考
1	わたなべ さだお 渡邊 定夫	東京大学名誉教授	会長
2	みやもとながじろう 宮本長二郎	独立行政法人国立文化財機構名誉研究員	会長代理
3	よしだ こ 吉田 ゆり子	東京外国語大学国際社会学部長 長野県文化財保審議会委員	
4	ささきくにひろ 佐々木邦博	信州大学農学部教授	
5	はら あきよし 原 明芳	松本市文化財審議委員会委員	
6	にしがた たつあき 西形 達明	関西大学名誉教授	
7	ほやのしげお 梅干野成央	信州大学工学部准教授	今回新任

2 指導助言者

	氏 名	役 職
1	未 定	文化庁文化財第二課史跡部門担当調査官
2	たに谷 かずたか 和 隆	長野県教育委員会文化財・生涯学習課指導主事

○史跡松本城整備研究会規程

昭和61年3月27日

教育委員会訓令乙第1号

改正 平成14年7月31日教育委員会訓令乙第4号

(設置)

第1条 史跡松本城の整備等に関する事項を調査、研究するため、史跡松本城整備研究会
(以下「研究会」という)を設置する。

(任務)

第2条 研究会は、史跡松本城の整備、環境保全等について、調査、研究する。

(組織)

第3条 研究会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 知識経験者

(3) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 研究会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、研究会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 研究会は会長が必要に応じて招集し、会議の議長は会長が務める。

(指導助言者)

第7条 研究会に、必要に応じ指導助言者若干名を置く。

2 指導助言者は、研究会が第2条に基づいて行う調査、研究に対して指導、助言を行う。

3 指導助言者は、関係行政機関等の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第8条 研究会の庶務は、松本市教育委員会松本城管理事務所において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月31日教育委員会訓令乙第4号)

この訓令は、平成14年8月1日から施行する。

教育委員会資料
31. 4. 25
美術館

平成30年度企画展の開催結果について

1 趣旨

平成30年度に開催した企画展の開催結果について報告するものです。

2 開催結果

(1) 草間彌生 ALL ABOUT MY LOVE 私の愛のすべて

ア 会 期	30年3月3日(土)～7月22日(日)
イ 開催日数	125日〔うち30年度／100日〕
ウ 観覧者数	166,942人〔うち30年度／143,453人〕 (目標:86,000人、達成率:194%)
エ 1日平均	1,336人

(2) 生誕130年記念 太田南海展

心・技、光る ～松本の文化を支えた彫刻家～

ア 会 期	9月15日(土)～11月25日(日)
イ 開催日数	62日
ウ 観覧者数	10,390人(目標:9,000人、達成率:115%)
エ 1日平均	168人

(3) 健康寿命延伸都市・松本

70歳以上の公募による美術展「第8回 老いるほど若くなる」

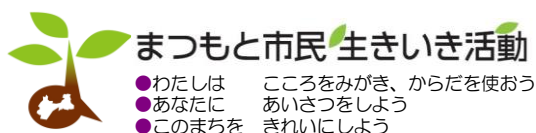
ア 会 期	31年3月2日(土)～4月7日(日)
イ 開催日数	32日〔うち30年度／26日〕
ウ 観覧者数	6,806人〔うち30年度／5,328人〕 (目標:5,500人、達成率:124%)
エ 1日平均	213人

※ 美術館全体の入館者数については、裏面参考資料のとおりです。

3 参考

(1) 草間彌生 永遠の永遠の永遠(H24.7/14～11/4)	72,695人(平均706人)
(2) ドラえもん展(H16.11/26～H17.1/23)	37,808人(平均804人)
(3) モネと印象派展(H15.10/24～12/14)	35,073人(平均746人)
(4) ルネサンス展(H14.4/21～6/23)	29,161人(平均512人)

担 当	美術館
副館長	小口 一夫
電 話	39-7400



「学都松本へ」

参考資料

(人)

月	来館者数	企画展	常設展	うち外国人
4	26,020	25,798	222	2,142
5	35,182	34,943	239	1,529
6	36,731	36,559	172	982
7	47,676	46,153	1,523	970
8	15,360	0	15,360	757
9	10,421	2,444	7,977	792
10	8,717	3,575	5,142	1,455
11	9,249	4,371	4,878	847
12	3,625	0	3,625	641
1	4,138	0	4,138	854
2	4,434	0	4,434	856
3	9,801	5,328	4,473	866
計	211,354	159,171	52,183	12,691

項 目	会期日数（日）	観覧者数（人）	1日あたり（人）
来館者全体	315	211,354	671
うち、外国人		12,691	40
企画展チケット	188	159,171	847
常設展チケット	313	52,183	167
草間彌生展（H30）	100	143,453	1,435
太田南海展	62	10,390	168
老いるほど展（H30）	26	5,328	205
常設A	211	58,829	279
常設B・C	194	42,663	220
田村・上條	315	58,076	184

平成30年度の収蔵作品について

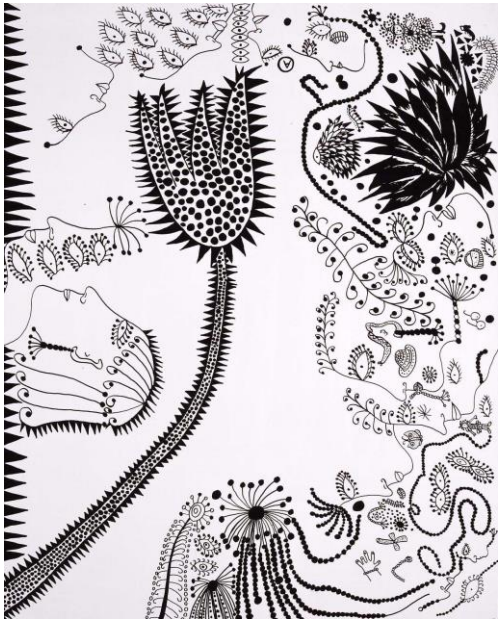
1 趣旨

平成30年度に収蔵した作品について報告するものです。

2 作品概要

(1) 購入作品 3作品52点（1作家）

〈作 家〉	〈作 品〉	〈制作年・技法・寸法〉
草間 彌生 (1929 年～)	愛はとこしえシリーズ	2004-07 年 シルクスクリーン・キャンバス 50 点 各 130.3×162.0 cm
〈作家備考〉 草間彌生は松本市出身の前衛芸術家で、当館として力を入れて顕彰している作家である。 平成 28 年度、文化勲章受章 〈作品備考〉 黒色のマーカーペンでキャンバスに描いたものを原画としたシルクスクリーン作品。現在、作家が取り組んでいる「わが永遠の魂」シリーズ（アクリル・キャンバス）への原点となった作品群であり、2000 年代を代表するシリーズ。登場する具体的なモチーフの片鱗が松本時代のドローイングにも見られ、草間芸術の起点が故郷・松本にあることを語るためにも重要である。		



《花咲けるニューヨーク [OPRT]》2005 年
©YAYOI KUSAMA

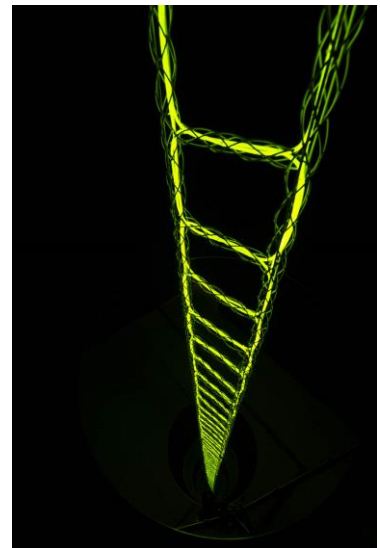


「愛はとこしえ」シリーズ展示風景
(2012 年 松本市美術館)

〈作 家〉	〈作 品〉	〈制作年・技法・寸法〉
草間 彌生 (1929 年～)	大いなる巨大な南瓜	2017 年 ミクストメディア 高さ 245.0 cm 直径 260.0 cm
	天国への梯子	2012 年 ミクストメディア 高さ 360.0 cm 直径 120.0 cm
〈作品備考〉 《大いなる巨大な南瓜》は、草間の代表的なモチーフである「かぼちゃ」の立体表現。草間の内的イメージの集約された水玉と、緑に囲まれて感性を育んだ草間の外的記憶が結びついたもの。屋外展示が可能な作品であり、《幻の華》と同様に松本での草間顕彰の象徴的な作品となりえる。 《天国への梯子》は、光ファイバーの梯子が時間経過とともに色合いを変化させ、上下の鏡による像の反復が、永遠に続く梯子を表現している。天国と地獄のように対局、または相反する世界に、草間芸術の重要なテーマ「生」「死」「無限」などが凝縮されている。		



《大いなる巨大な南瓜》2017年
(2018 年 松本市美術館)

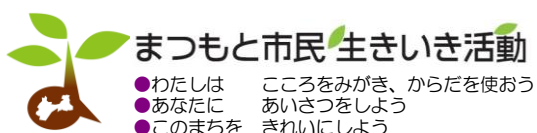


《天国への梯子》2012 年
撮影:伊奈英次

3 その他

平成30年度収蔵作品については、5月21日(火)からオープンの拡大特別展示「草間彌生一魂のおきどころ」で、市民にお披露目します。

担 当	美術館
副館長	小口 一夫
電 話	39-7400



教育委員会資料
31. 4. 25
こども部

報告第 10 号

平成30年度子どもの権利相談室「こころの鈴」の実績について

1 趣旨

子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済及び回復を図るため、子どもの権利に関する条例施行規則第12条の規定に基づき設置している、子どもの権利相談室「こころの鈴」の相談状況等について報告するものです。

2 経過

- 25. 4 松本市子どもの権利に関する条例施行
7 子どもの権利相談室「こころの鈴」開設
- 12 市内小・中学校及び高校へのこころの鈴通信の配布を開始
- 27. 4 相談室に室長を配置、新たに土曜日の相談日を増設
相談室カードにより、市内小・中学校及び高校への訪問PRを開始
- 28. 8 市内児童館・児童センターでの出前学習会を開始
- 29. 4 子どもの権利擁護委員(教育分野)を1名増員

3 相談室の概要

- (1) 相談日 月曜日から木曜日及び土曜日 13時から18時まで
金曜日 13時から20時まで
- (2) 相談方法 電話、メール、面談等（必要に応じ、出張相談も実施）
- (3) 相談員体制 ア 子どもの権利擁護委員 3名
(弁護士、大学教授、元小中学校長)
イ 子どもの権利相談室 相談室長 1名
ウ 子どもの権利相談室 調査相談員 3名

4 相談件数等

- (1) 相談件数等 (単位：件)

	相談件数		相談者数 (単位：人)				相談方法			
	新規	延	子ども	大人	不明	計	電話	メール	面談	計
28年度	146	375	149	264	2	415	273	47	55	375
29年度	135	395	156	294	6	456	284	26	85	395
30年度	165	695	324	409	7	740	317	164	214	695

※ 相談件数と相談者数の差は、1件の相談に複数で訪れることなどがあるためです。

- (2) 相談内容 (単位：件)

	いじめ	不登校	教職員の対応	学校の対応	心身の悩み	交友関係	家族関係	子育て	虐待	その他	計
28年度	29	88	50	10	14	64	48	10	9	53	375
29年度	15	37	118	11	49	62	34	15	3	51	395
30年度	9	62	36	4	117	63	147	22	9	226	695

5 普及・啓発活動

	学校訪問	児童館・児童センター 出前学習会	こころの鈴通信 配布
28 年度	中学校 21 校、特別支援学校 4 校	1 館	3 回
29 年度	小学校 30 校、高校 13 校	3 館	3 回
30 年度	—	4 館	4 回

6 学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査について

- (1) 調査期間 平成 30 年 12 月 3 日～12 月 21 日
- (2) 調査対象 市立及び組合立の小学 4 年生～中学 3 年生（12,713 人）
- (3) 回収数 小学生：28 校 4,733 人（回収率 74.0%）
中学生：20 校 4,523 人（回収率 71.6%）
- (4) 調査結果 現在集計作業中のため、後日報告予定

7 今後の進め方

引き続き、子どもの心に寄り添った相談対応に努めるとともに、市内小・中学校及び高校、児童館・児童センター等への普及・啓発活動を行いながら、教育委員会と連携して子どもの権利擁護に取り組みます。

担当	こども育成課
課長	青木 直美
電話	34-3291



子どもたちに笑顔を、子どもたちから笑顔を、そして子どもたちと笑顔に



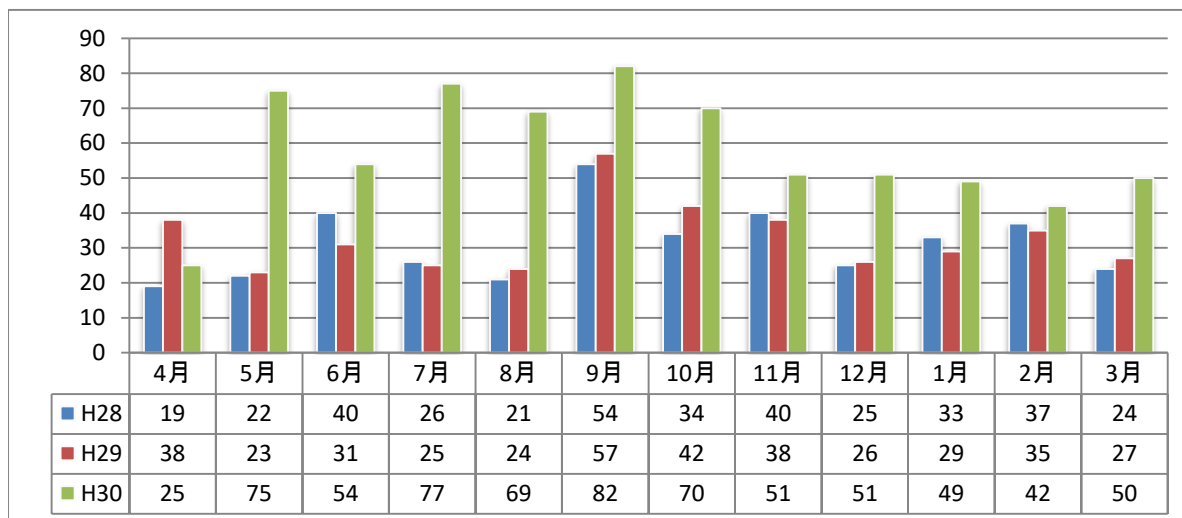
平成28年度・平成29年度・平成30年度 相談状況

(平成31年3月31日 現在)

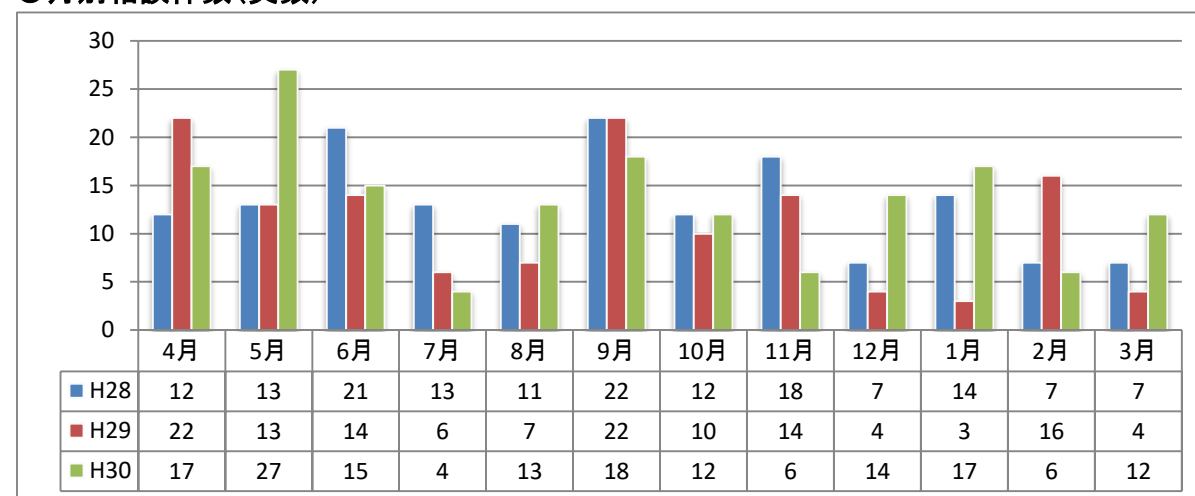
●相談件数

年度	延べ	実数
H28 (H28.4～H29.3)	375	157
H29 (H29.4～H30.3)	395	135
H30 (H30.4～H31.3)	695	161

●月別相談件数(延べ)

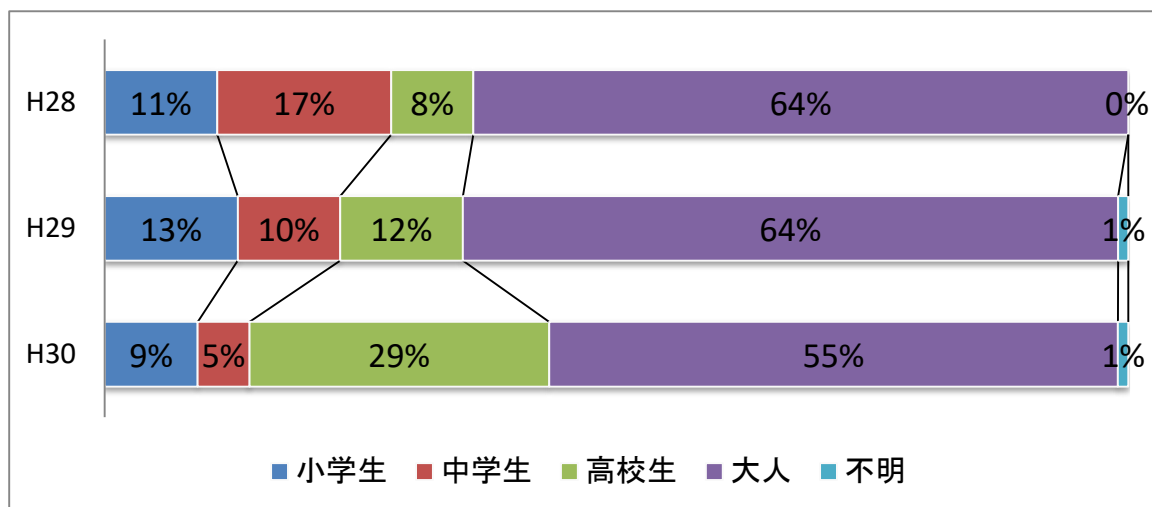


●月別相談件数(実数)



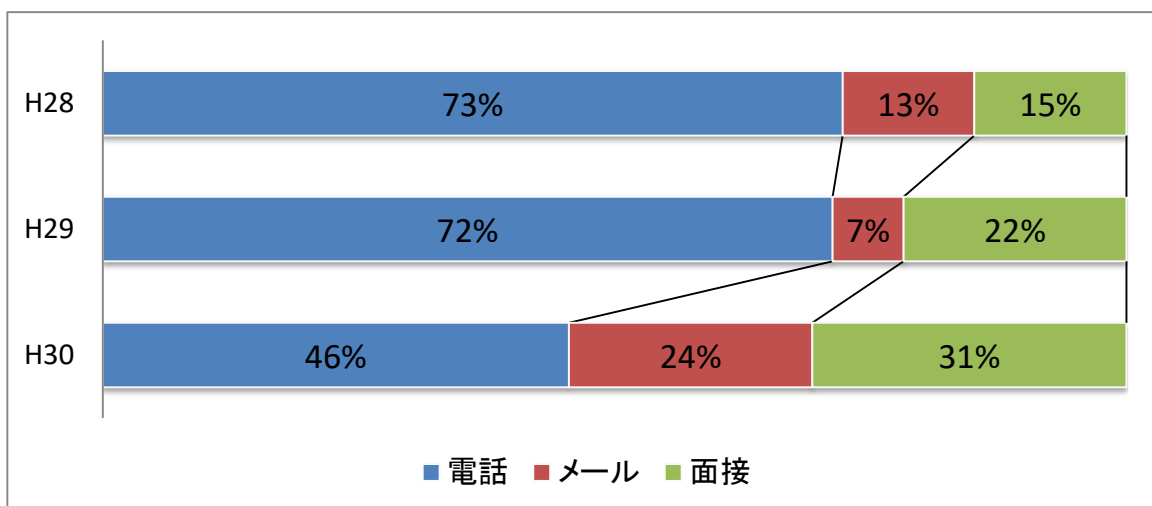
●相談者数(延べ)

年度	小学生	中学生	高校生	大人	不明	計
H28	45	70	34	264	2	415
H29	57	44	55	294	6	456
H30	69	40	215	409	7	740



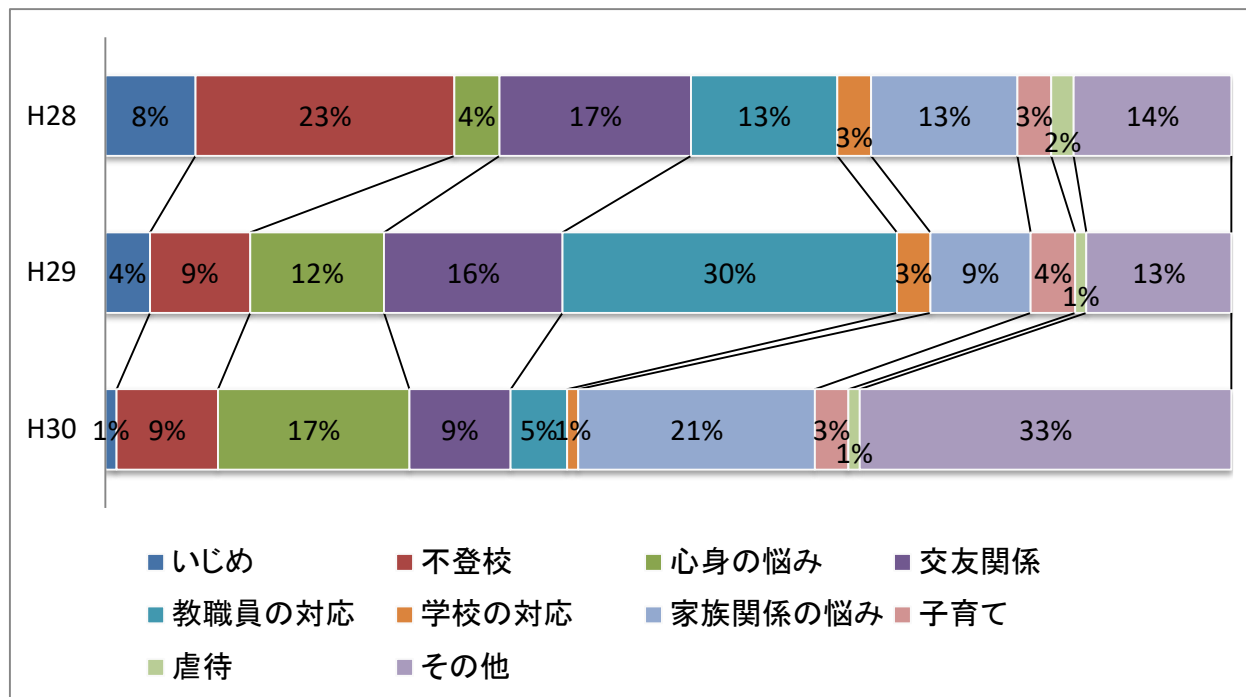
●相談方法(延べ)

年度	電話	メール	面接	計
H28	273	47	55	375
H29	284	26	85	395
H30	317	164	214	695



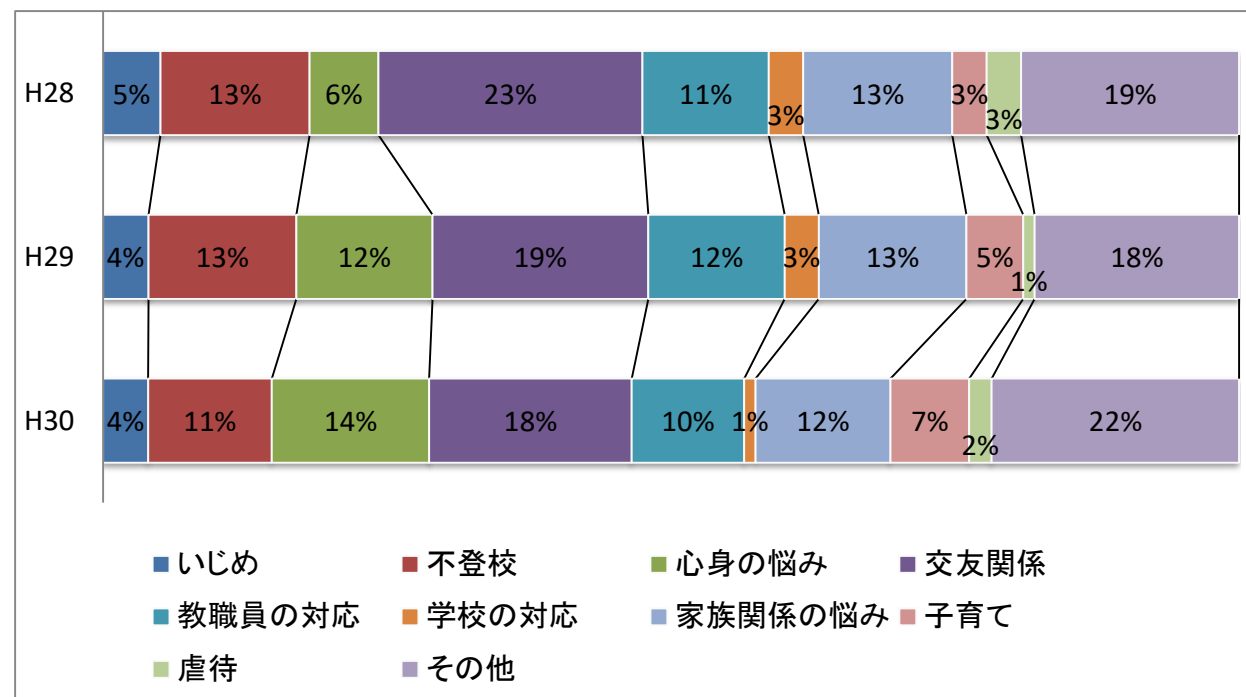
●相談内容(延べ)

年度	いじめ	不登校	心身の悩み	交友関係	教職員の対応	学校の対応	家族関係の悩み	子育て	虐待	その他	計
H28	29	88	14	64	50	10	48	10	9	53	375
H29	15	37	49	62	118	11	34	15	3	51	395
H30	9	62	117	63	36	4	147	22	9	226	695



●相談内容(実数)

年度	いじめ	不登校	心身の悩み	交友関係	教職員の対応	学校の対応	家族関係の悩み	子育て	虐待	その他	計
H28	8	21	9	36	18	4	21	5	5	30	157
H29	6	18	16	25	16	4	17	7	2	24	135
H30	7	17	23	29	16	1	19	11	3	35	161



教 育 委 員 会 資 料
3 1 . 4 . 2 5
生涯学習課・中央公民館

周知事項 1

第20回松本手まり時計まつりの開催について

1 趣旨

地域文化創造や中心市街地の活性化に寄与するため、Mウイング前に設置された「松本手まり時計」をシンボルとした「第20回松本手まり時計まつり」を開催することについて周知するものです。

2 実施日時

令和元年（2019年）5月25日（土）10時～16時
26日（日）10時～16時

3 会場

手まり時計周辺、Mウイング内、伊勢町通り

4 テーマ

「手まり時計がつなぐ絆で 未来に羽ばたく街づくり」

5 実施主体

第20回松本手まり時計まつり実行委員会（実行委員長 桑井健至）
〈構成団体〉

伊勢町商店街振興組合、松本市女性団体連絡協議会、第一地区福祉ひろば事業推進協議会、Mウイング管理組合、公民館活動発表実行委員会（ステージ部門・展示部門）、ゆめ実験室、公益施設関係（人権・男女共生課、多文化共生プラザ、第一地区公民館、中央保健センター、松本ヘルス・ラボ、生涯学習課・中央公民館）

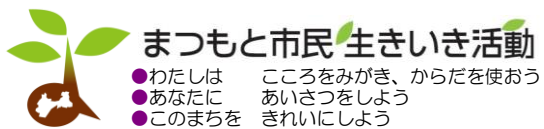
6 内容

- (1) 公民館活動発表会（公民館利用団体によるステージ発表及び作品展示）
- (2) 野外ステージでの音楽ライブ
- (3) 同時開催
 - ア まちかど健康相談（中央保健センター）
 - イ 女性センターまつり（松本市女性団体連絡協議会等）

ウ 第一地区福祉ひろばまつり（第一地区福祉ひろば事業推進協議会）

7 周知方法

- (1) 広報まつもと5月号に掲載
- (2) MGプレスに掲載依頼
- (3) 関係団体へ周知



担当	生涯学習課・中央公民館
課長	栗田 正和
電話	3 2 - 1 1 3 2

周知事項 3

平成31年度美術館年間スケジュールについて

1 趣 旨

平成31年度の美術館年間スケジュールについて周知するものです。

2 企画展について

(会場：企画展示室)

名 称	会 期	観覧者目標 (人)
ユニマットコレクション フランス近代絵画と珠玉のラリック展 — やすらぎの美を求めて —	4月27日(土) ～6月9日(日)	12,000
不思議の国のアリス展	7月13日(土) ～9月8日(日)	28,000
長野県信濃美術館 松本市美術館 日本画名品展	9月21日(土) ～11月24日(日)	10,000
ラウル・デュフィ展 絵画とファッション	1月25日(土) ～3月29日(日)	12,000

3 新収蔵作品展示について

(会場：常設展示室A・B・C)

名 称	会 期
拡大特別展示 「草間彌生—魂のおきどころ」	5月21日(火)～

4 コレクション展について

(会場：常設展示室B・C)

区 分	関四郎五郎特集展示
会 期	2018年12月27日(木)～2019年5月6日(月・祝)

5 常設コレクション展示

「上條信山記念展示室」「田村一男記念展示室」「池上百竹亭コレクション展示」等におけるコレクション展示についても、定期的に展示内容をリニューアルしてご覧いただきます。

担 当	美術館
副館長	小口 一夫
電 話	39-7400

周知事項 2

ユニマットコレクション

フランス近代絵画と珠玉のラリック展 ― やすらぎの美を求めて ―
の開催について

1 趣旨

フランス近代絵画とガラス工芸を紹介する特別展の開催について周知するものです。

2 開催の趣旨

バルビゾン派のコロー、ミレー、ドービニー、印象派のドガ、ルノワール、エコール・ド・パリの革新を求めたユトリロ、モディリアーニ、藤田嗣治らの名品によりフランス近代美術の流れを概観すると共に、ルネ・ラリックのガラス作品を展示し、西洋美術の魅力を紹介します。

3 主催等

- | | |
|----------|---------------|
| (1) 主 催 | 松本市美術館 |
| (2) 共 催 | 信濃毎日新聞社、MGプレス |
| (3) 後 援 | 市民タイムス |
| (4) 企画協力 | 神戸新聞社 |

4 概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 名 称 | ユニマットコレクション
フランス近代絵画と珠玉のラリック展 ―やすらぎの美を求めて― |
| (2) 会 期 | 平成31年(2019年)4月27日(土)から
令和元年(2019年)6月9日(日)まで |
| (3) 会 場 | 松本市美術館 企画展示室 |
| (4) 開館時間 | 9時から17時まで(入場は閉館の30分前まで) |
| (5) 展 示 品 | 絵画73点、ガラス工芸25点 計98点 |
| (6) 休 館 日 | 月曜日(4月29日と5月6日は開館)、5月7日(火) |
| (7) 料 金 | 大人1,000円、大学高校生・70歳以上の松本市民600円
前売券は各200円引き、20名以上の団体当日券は100円引き
中学生以下・障害者手帳携帯者とその介助者1名は無料 |

5 オープニング式典・内覧会

- | | |
|---------|-------------------------|
| (1) 日 時 | 4月26日(金) |
| | ・オープニング式典 14時00分～14時30分 |
| | ・内覧会 14時30分～16時00分 |
| (2) 会 場 | 松本市美術館 2階 多目的ホール |

6 周知について

- (1) 広報まつもと4月1日号に掲載
- (2) 公民館、教育施設等にチラシ・ポスターを配布
- (3) 市及び美術館ホームページ等への掲載

担 当	美術館
副館長	小口 一夫
電 話	39-7400

UNIMAT COLLECTION

The Arts of Restful Beauty: Modern French Painting and Masterpieces of Lalique Glasswork

ピエール＝オーギュスト・ルノワール《髪を結う少女》1896年

やすらぎの美を求めて



ユニマットコレクション

フランス
近代絵画と
珠玉の
ラリック展



ルネ・ラリック
香水瓶《アンフィトリテ(海の女神)》1920年

2019 4.27  6.9 

〔休館日〕月曜日 ※ただし、4月29日と5月6日の祝日は開館、5月7日(火)休館 〔開館時間〕9:00～17:00(入場は16:30まで)

〔観覧料〕大人1,000円、大学高校生・70歳以上の松本市民600円 ※20名以上の団体は100円引き ※中学生以下無料、障害者手帳携帯者とその介助者1名無料 ※5月1日市制施行記念日は上記観覧料が半額



松本市美術館
MATSUMOTO CITY MUSEUM OF ART

■前売券／大人800円、大学高校生・70歳以上の松本市民400円(取扱いは2019年4月26日まで)
■プレイガイド／松本市美術館、井上百貨店、こばやし画材、シナノ画房、手塚信古堂、セブンチケット、ローソンチケット ■リピート割引／大人600円、大学高校生・70歳以上の松本市民300円 ※2回目以降の観覧料。要半券呈示。他の割引との併用不可

主催/松本市美術館 共催/信濃毎日新聞社、MGプレス 後援/市民タイムス 企画協力/神戸新聞社

UNIMAT COLLECTION

The Arts of Restful Beauty:
Modern French Painting and Masterpieces of Lalique Glasswork

4.27 - 6.9

MATSUMOTO CITY MUSEUM OF ART



I バルビゾン派の画家たち —自然への憧憬—

フランスのフォンテーヌブローの森の片隅にあるバルビゾン村やその周辺に滞在し、自然主義的な風景や風俗を情感をこめて描いた画家の一派に焦点を当てます。



ジャン＝フランソワ・ミレー 《洗濯物を干す女》1854-56 年



II アカデミズムから印象派へ —伝統と革新—

伝統的な価値観と革新的な美意識のせめぎ合いの中で新しい潮流が生まれます。本章では古典主義の画家から19世紀印象派を代表するルノワールまでの流れをたどります。



フランソワ・ブーシェ 《勝利のクビド》



ユニマットコレクションは、オフィスコーヒーや介護、リゾートなどの事業を幅広く展開しているユニマットグループの創業者・高橋洋二氏が、長年にわたり収集し築き上げた西洋美術の一大コレクションです。本展は、これまでまとまって公開されることがなかった珠玉のコレクションから選りすぐった約100点をご紹介します。

フランス近代美術の流れの中で、自然や人物像を画家たちがどう捉え向き合ってきたのか。伝統を踏まえたアカデミズムの重厚な表現から、バルビゾン派や印象派、エコール・ド・パリの革新を求めた作家たちの名品までを展示して概観します。

さらに本展では、同コレクションの一翼を形成するルネ・ラリックのガラス作品もあわせて公開。絵画とガラス工芸の優美で光輝な世界を心ゆくまでお楽しみください。



III エコール・ド・パリの画家たち —都市の詩情と憂愁—

1920年代を中心に世界各地からパリのモンマルトルやモンパルナスに集まって活動していたエコール・ド・パリの画家たちの名品を展示します。



アメデオ・モディリアーニ
《ルニア・チェホフスカの肖像》1919 年



IV



ルネ・ラリック
立像《スザンヌ》1925 年

アール・デコのきらめき —ルネ・ラリックのガラス工芸—

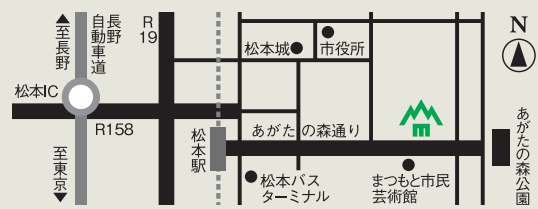
ヨーロッパやニューヨークを中心に1910年代半ばから30年代にかけて流行、発展した装飾美術、アール・デコ。この時代に活躍したルネ・ラリックの華麗なガラス作品の数々を紹介します。



松本市美術館
MATSUMOTO CITY MUSEUM OF ART

〒390-0811 長野県松本市中央4-2-22 TEL.0263-39-7400
<http://matsumoto-artmuse.jp>

■松本バスターミナルからアルピコ交通バス・横田信大循環線5分[松本市美術館]下車 ■JR松本駅からタウンスニーカー(市内周遊バス)東コース14分[松本市美術館]下車
■JR松本駅から徒歩12分 ■長野自動車道松本インターチェンジから車で15分



5月25日(土)・26日(日)は、「バスDAYまつもと」のバス発着場となるため、当館駐車場はご利用いただけません。公共交通機関をご利用ください。

周知事項 4

平成31年度「博物館パスポート」の配布について

1 趣旨

市内の博物館施設の紹介と利用向上を目的に、民間類似施設の協力を得て、原則入館無料となる「博物館パスポート」を配布することについて周知するものです。

2 博物館パスポートの対象施設（計21館）

松本市立博物館・分館（計15館）、松本城、松本市科学博物館（プラネタリウム）、梓川アカデミア館、日本浮世絵博物館は無料。康花美術館、東洋計量史資料館は割引

3 博物館パスポートの種類

(1) 小・中学生親子パスポート（平成8年度から配布）

- ア 児童・生徒1名と付添いの大人1名を対象
- イ 市内小中学校全校計68校に4月24日から配布予定
- ウ 有効期限 令和2年（2020年）5月31日まで
- エ 配布予定枚数 23,000枚

(2) 転入者世帯パスポート（平成11年度から配布）

- ア 松本市転入世帯を対象
- イ 市民課及び20支所・出張所にて転入手続きの際に通年配布
- ウ 有効期限 転入時から1年間有効

(3) 松本地域4大学・松本市内専門学校新入生パスポート（松本地域4大学は平成25年度から配布。松本市内専門学校は平成28年6月から配布。）

- ア 信州大学、松本大学、松本短期大学、松本歯科大学と松本市内の専門学校11校の平成31年度新入生を対象
- イ 各大学の新入生オリエンテーション時等に配布
- ウ 有効期限 令和2年（2020年）3月31日まで
- エ 配布予定枚数 3,900枚

4 パスポート見本

別紙資料のとおり

担当 博物館
館長 木下 守
電話 32-0133



学都松本へ
松本は屋根のない博物館！松本の歩みと文化を知る。
松本の今にふれ、未来を思う。
——まるごと松本を知る旅のスタート地点です。



「学都松本」

博物館パスポート
健康寿命 延伸都市・松本

小・中学生親子

利用期間：2020年5月31日まで有効

松本市・松本市教育委員会

利用案内
学都松本へようこそ
各館が楽しい展示や催しで皆さんをお待ちしています。「松本まるごと博物館」を十分にお楽しみください。

※1 このパスポートを受付で提示いただくと、①～⑨の施設は無料で、⑩は表記の観覧料でご覧いただけます。
※2 年末年始の開催は各施設で異なりますので、お問い合わせください。
※3 小・中学生1名と保護者1名までご利用いただけます。(大人のみのご利用はいたしません。)

1 松本市立博物館 学都松本の歴史を
支えて113年

松本まるごと博物館の
スタート地点

松本市立博物館
〒32-0133 バス・タウンセンター 北コース
「松本城・市役所前」下車

2 重要文化財 旧開智学校校舎
学都松本のししすえ
松本市旧司祭館

松本市立博物館
〒32-5725 バス・タウンセンター
北コース「旧開智学校」下車

3 松本民芸館
民芸品の美しさに出会えます

松本民芸館
〒33-1569 バス「松本民芸館」下車

4 松本市立考古博物館
松本の古代にタイムスリップ

松本市立考古博物館
〒86-4710 松本駅から車で20分

5 松本市はかり資料館
昭和がよみがえる、土蔵づくりの資料館

松本市はかり資料館
〒36-1191 バス・タウンセンター 北コース
「松本城・市役所前」下車

6 旧制高等学校記念館
「とくるとマンボウの青春」の舞台

旧制高等学校記念館
〒35-6226 バス・タウンセンター
北コース「旧制高校」下車

7 窪田空穂記念館
郷土が年々人々・国文学者

窪田空穂記念館
〒48-3440 バス「和太町駅前」下車

8 重要文化財 馬場家住宅
やまぶところの古建築

重要文化財 馬場家住宅
〒85-5070 バス「寺台東口」下車 徒歩15分

9 松本市歴史の里
(重要文化財 旧松本裁判所庁舎)
旧松本の近代の歩みを伝える
たてもめの歴史博物館

松本市歴史の里
〒47-4515 バス・タウンセンター 西口コース
「浮遊地蔵堂・歴史の里」下車

10 松本市時計博物館
世界の古時計が今も時を刻みます

松本市時計博物館
〒36-0969 バス・タウンセンター 北コース
「松本城・市役所前」下車

11 松本市山と自然博物館
松本市の四季と自然を伝えます

松本市山と自然博物館
〒38-0012 バス・タウンセンター
北コース「山と自然」下車

12 松本市四賀石館
世界最大のマッコウクジラに出会えます

松本市四賀石館
〒64-3900 バス「化石館」下車

13 松本市たかはしけいじゅうたく
松本城下に残る数少ない武家住宅

松本市たかはしけいじゅうたく
〒33-1818 バス・タウンセンター 北コース
「旧開智学校」下車

14 松本市安曇資料館
「雨の村」からの歩みを伝えます
新館：12月～4月
旧館：5月～11月 平日

松本市安曇資料館
〒94-2134 バス「水鏡ダム」下車

16 国宝 松本城
日本最大の現存する五重六重天守

国宝 松本城
〒32-2902 バス・タウンセンター 北コース
「松本城・市役所前」下車

18 梓川アカデミア館
文化の発信、芸術との出会いの場

梓川アカデミア館
〒78-5000 松本駅から車で20分

20 康花美術館 芸術作家が描く
松本市の四季と自然を伝えます
休館日：4月～11月・火曜/2月～3月 全日
12月～1月 月曜～金曜
観覧料：大人 400円 (高内の学生 250円)
小・中学生 無料

康花美術館
〒31-0320 バス「安曇」下車

15 東宝 旧山辺学校校舎
戦後建築の旧校舎
休館日：月曜日

東宝 旧山辺学校校舎
〒32-7600 松本駅から車で15分

**17 松本市教育文化センター
プラネタリウム**
休館日：月曜日 (当日の休館日は、前日までに最新のお知らせ)
〒32-7600 松本駅から車で15分

19 日本浮世絵博物館
江戸時代にタイムスリップ
休館日：月曜日 (月曜日の場合は、前日までに最新のお知らせ)
〒47-4440 バス・タウンセンター 西口コース
「浮世絵博物館・歴史の里」下車

21 東洋計量史資料館
休館日：月曜日、12月～2月
観覧料：大人 400円、小・中学生 100円
予約制
〒080-9741-3795
バス・タウンセンター 北コース「東洋計量史資料館」下車

松本まるごと博物館案内図

●ご利用にあたっては、休館日にご注意ください。
●展示内容など詳しいことは、各施設にお問い合わせください。
●この優待券の利用についてのお問い合わせは…
松本市立博物館 (〒32-0133) までどうぞ。
e-mail: mcmuse@city.matsumoto.lg.jp
URL: http://www.matsu-haku.com/

各施設の受付でこの券を提示してください。

【利用できる施設】
松本市立博物館 重要文化財 旧開智学校校舎 松本民芸館
松本市立考古博物館 松本市はかり資料館
旧制高等学校記念館 窪田空穂記念館 重要文化財 馬場家住宅
松本市歴史の里 松本市時計博物館 松本市山と自然博物館
松本市四賀石館 松本市旧山辺学校校舎 国宝 松本城
松本市教育文化センター プラネタリウム 梓川アカデミア館
日本浮世絵博物館 康花美術館 東洋計量史資料館

※康花美術館、東洋計量史資料館は、別料金となります。
※小・中学生1名と保護者1名までご利用いただけます。(大人のみのご利用はいたしません。)

問合せ先 **松本市立博物館 〒32-0133**

博物館パスポート
健康寿命延伸都市・松本

転入世帯

転入日から1年間有効 転入日 年 月 日

松本市・松本市教育委員会

利用案内

学都松本へようこそ

各館が楽しい展示や催しで皆さんをお待ちしています。「松本まるごと博物館」を十分に楽しみたいください。

※1 このパスポートを受付で提示いただくと、①～④の施設は無料で、⑤⑥は表記の観覧料でご覧いただけます。

※2 年末年始の期間は各施設で異なりますので、お問い合わせください。

※3 同一世帯員のみご利用いただけます。

1 松本市立博物館 学都松本の歴史を伝えて113年



〒32-0133 バス・タウンスニーカー 北コース
「松本城・市役所前」下車

2 重要文化財旧開智学校校舎 学都松本のしずえ 県立松本市旧司祭館



〒32-5725 バス・タウンスニーカー 北コース「旧開智学校」下車

3 松本民芸館 民芸品の美しさに出会えます



〒33-1569 バス「松本民芸館」下車

4 松本市立考古博物館 松本の古代にタイムスリップ



〒86-4710 松本駅から車で20分

5 松本市はかり資料館 昭和がよみがえる。土蔵づくりの資料館



〒36-1191 バス・タウンスニーカー 東コース「大工町」下車

6 旧制高等学校校舎 学都松本の歴史を伝えて113年



〒35-6226 バス・タウンスニーカー 東コース「旧松本高校」下車

7 窪田空穂記念館 郷土が生んだ歌人・国文学者



〒48-3440 バス「和野駅前」下車

8 重要文化財馬場家住宅 やまぶところの古屋敷



〒85-5070 バス「南台東口」下車徒歩15分

9 松本市歴史の里 (重要文化財旧松本裁判所庁舎) 信州松本の近代の歩みを伝える ための野外博物館



〒47-4515 バス・タウンスニーカー 西ロングコース「浮世館博物館・歴史の里」下車

10 松本市時計博物館 世界の古時計が今も時を刻みます



〒36-0969 バス・タウンスニーカー 東コース「大工町」下車

11 松本市山と自然博物館 信州松本の四季と自然を伝えます



〒38-0012 バス「山と自然博物館」下車

12 松本市四賀化石館 世界最古のマッコウクジラに出会えます



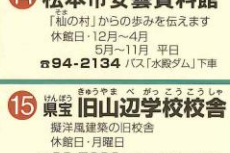
〒64-3900 バス「化石館」下車

13 松本市高橋家住宅 松本城下に残る数少ない武家住宅



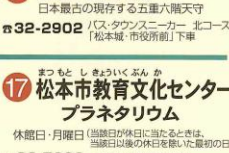
〒33-1818 バス・タウンスニーカー 北コース「旧開智学校」下車

14 松本市安曇資料館 「紅の村」からの歩みを伝えます



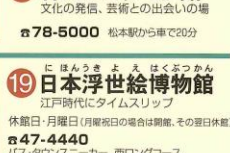
〒94-2134 バス「水鏡ダム」下車

16 国宝松本城 日本最古の現存する五重六層天守



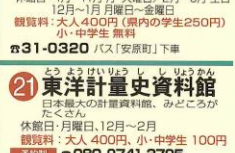
〒32-2902 バス・タウンスニーカー 北コース「松本城・市役所前」下車

18 梓川アカデミア館 文化の発信、芸術との出合いの場



〒78-5000 松本駅から車で20分

20 康花美術館 若き作家が描く 休館日・4月～11月・火曜日/2月～3月 全日 12月～1月 月曜日～全曜日



観覧料：大人400円（県内の学生250円） 小・中学生 無料

15 県立旧山辺学校校舎 西洋風建築の旧校舎



〒32-7600 松本駅から車で15分

17 松本市教育文化センター プラネタリウム



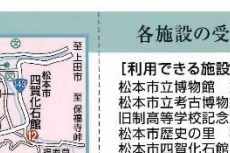
休館日：月曜日（当該日が休日に当たるときは、当該日以降の休日に移動した翌日の）

19 日本浮世絵博物館 江戸時代にタイムスリップ



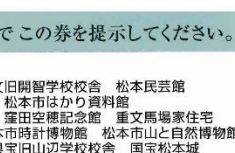
休館日：月曜日（月曜日の場合は期開、その翌日休館）

21 東洋計量史資料館 日本最大の計量資料館、あじろがた



休館日：月曜日、12月～2月

観覧料：大人400円、小・中学生100円



バス・タウンスニーカー 南コース「米町公民館」下車

松本まるごと博物館案内図

●ご利用にあたっては、休館日にご注意ください。
●展示内容など詳しいことは、各施設にお問い合わせください。
●この優待券の利用についてのお問い合わせは…
松本市立博物館（〒32-0133）までどうぞ。
e-mail: mcmuse@city.matsumoto.lg.jp
URL: http://www.matsu-haku.com/

各施設の受付でこの券を提示してください。

【利用できる施設】
松本市立博物館 重文旧開智学校校舎 松本民芸館
松本市立考古博物館 松本市はかり資料館 重文馬場家住宅
旧制高等学校校舎 窪田空穂記念館 松本市歴史の里
松本市山と自然博物館 松本市時計博物館 松本市山と自然博物館
松本市四賀化石館 県立旧山辺学校校舎 国立松本城
松本市教育文化センター プラネタリウム 梓川アカデミア館
日本浮世絵博物館 康花美術館 東洋計量史資料館

※康花美術館、東洋計量史資料館は、割引料金となります。
※同一世帯員のみご利用いただけます。

問合せ先 松本市立博物館 〒32-0133

博物館パスポート
健康寿命延伸都市・松本

松本地域4大学・松本市内専門学校新入生

利用期間：2020年3月31日まで有効
松本市・松本市教育委員会

利用案内

学都松本へようこそ

各館が楽しい展示や催しで皆さんをお待ちしています。「松本まるごと博物館」を十分にお楽しみください。

- ※1 このパスポートを受付で提示いただくと、①～④の施設は無料で、⑤は表記の観覧料でご覧いただけます。
- ※2 年末年始の閉館は各施設で異なりますので、お問い合わせください。

1 松本市立博物館 学都松本の歴史を伝える113年



※32-0133 バス・タクシー乗り場 北コース
[松本城・市役所前]下車

2 重要文化財旧開智学校校舎 学都松本のしずえ



※32-5725 バス・タクシー乗り場 北コース「旧開智学校」下車

3 松本民芸館 民芸品の宝庫に出会えます



※33-1569 バス「松本民芸館」下車

4 松本市立考古博物館 松本の古代にタイムスリップ



※86-4710 松本駅から車で20分

5 松本市はかり資料館 昭和がよみがえる。土蔵づくりの資料館



※36-1191 バス・タクシー乗り場 東コース「はかり資料館」下車

6 旧制高等学校記念館 「どくとるマンボウ青春記」の舞台



※35-6226 バス・タクシー乗り場 東コース「旧松本高校」下車

7 窪田空穂記念館 郷土が生んだ歌人・国文学者



※48-3440 バス「和太町郵便局」下車

8 重要文化財 馬場家住宅 やまふところの古屋敷



※85-5070 バス「馬場東口」下車 徒歩15分

9 松本市歴史の里 (重要文化財旧松本裁判所庁舎) 旧松本の近代の歩みを伝える ためもの野外博物館



※47-4515 バス・タクシー乗り場 西コース「浮世絵博物館・歴史の里」下車

10 松本市時計博物館 世界の古時計が今も時を刻みます



※36-0969 バス・タクシー乗り場 東コース「時計博物館」下車

11 松本市山と自然博物館 松都松本の四季と自然を伝えます



※38-0012 バス「山と自然博物館」下車

12 松本市四賀化石館 世界最大のマッコウクワリに出会えます



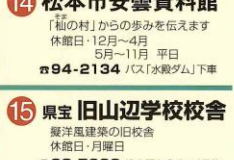
※64-3900 バス「化石館」下車

13 松本市重要文化財 高橋家住宅 松本城下に残る数少ない武家住宅



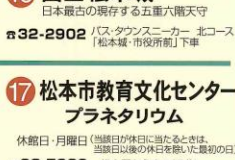
※33-1818 バス・タクシー乗り場 北コース「旧開智学校」下車

14 松本市安曇資料館 「里の村」からの歩みを伝えます



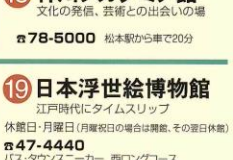
※94-2134 バス「水鏡ダム」下車

16 国宝 松本城 日本最古の現存する五重六隅天守



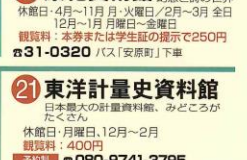
※32-2902 バス・タクシー乗り場 北コース「松本城・市役所前」下車

18 梓川アカデミア館 文化の発信、芸術との出会いの場



※78-5000 松本駅から車で20分

20 康花美術館 若き作家が描く 知識と情の世界



※31-0320 バス「安曇町」下車

15 東宝 旧山辺学校校舎 郷土建築の旧校舎



※32-7600 松本駅から車で15分

17 松本市教育文化センター プラネタリウム



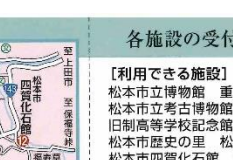
※32-7600 松本駅から車で15分

19 日本浮世絵博物館 江戸時代にタイムスリップ



※47-4440 バス・タクシー乗り場 西コース「浮世絵博物館・歴史の里」下車

21 東洋計量史資料館 日本最大の計量資料館。あどろがたき



※080-9741-3795 バス・タクシー乗り場 南コース「安曇町」下車

松本まるごと博物館案内図

●ご利用にあたっては、休館日にご注意ください。
●展示内容など詳しいことは、各施設にお問い合わせください。
●この優待券の利用についてのお問い合わせは…
松本市立博物館(※32-0133)までどうぞ。
e-mail: mcmuse@city.matsumoto.lg.jp
URL: http://www.matsu-haku.com/



各施設の受付でこの券を提示してください。

【利用できる施設】
松本市立博物館 重文旧開智学校校舎 松本民芸館
松本市立考古博物館 松本市はかり資料館
旧制高等学校記念館 窪田空穂記念館 重文馬場家住宅
松本市歴史の里 松本市時計博物館 松本市山と自然博物館
松本市四賀化石館 東宝旧山辺学校校舎 国宝松本城
松本市教育文化センター プラネタリウム 梓川アカデミア館
日本浮世絵博物館 康花美術館 東洋計量史資料館
※康花美術館、東洋計量史資料館は、割引料金となります。

問合せ先 **松本市立博物館** ※32-0133

